

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和6年11月実施分

砺波市監査委員

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（砺波市監査基準第4条第1項第6号）

2 監査の対象

- (1) 対象団体 社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会
援助状況 補助金 80,796,096 円（運営・事業補助金）
指定管理料 53,837,000 円

指定管理施設（所管課）

砺波市社会福祉会館

福祉センター麦秋苑

福祉センター苗加苑

福祉センター北部苑（以上、社会福祉課）

南部デイサービスセンター*

北部デイサービスセンター*（以上、高齢介護課）

* 指定管理料なし

- (2) 対象団体 砺波市五谷観光企業組合
援助状況 指定管理料 21,000,000 円
指定管理施設（所管課）
夢の平コスモス荘（農業振興課）
夢の平ペアリフト及び夢の平公園（商工観光課）

3 監査の範囲

令和5年度に執行された所管事務事業

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

- ・ 補助等対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。
- ・ 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。

(2) 指定管理者

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査対象となる財政援助団体等の出納その他の事務事業の中から、財務的・行政的観点に基づき提出された監査資料を審査し、関係職員から説明を受けた。

6 監査等の実施場所及び日程

砺波市監査事務局内にて、令和6年10月29日から令和6年11月19日までにおいて実施した。

7 監査の結果及び意見

(1) 社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会

事務処理の状況及び文書管理については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 砺波市五谷観光企業組合

事務処理の状況及び文書管理については、おおむね適正に処理されているものと認められた。